

評価細目の第三者評価結果

評価対象 I 保育の理念

1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	①・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	①・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	a・②・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	a・②・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c

評価所見

栃木市では、理念として「子ども一人一人の人格を尊重し、すこやかな成長・発達を図る。保護者と地域と連携して、子育て・子育ての支援を行う。」、保育方針として「養護と教育が一体となった保育をとおして、豊かな人間性を育てる。色々な体験をとおして仲間関係の基礎を培い、生きる力を養う。保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支える。」、保育目標として「心身ともに健康な子ども・自分で考え行動する子ども・喜んで話したり聞いたりする子ども・人とのかわりの中で、相手を思いやる子ども・豊かな感性をもつ子ども・地域の中で育つ子ども」という文言を設けて、公立保育園における保育事業の展開を行っている。

こうした理念・保育方針・保育目標は、「そのべ保育園入園のしおり」・保育手帳（市で作成し公立保育園職員全員が所持している）・保育課程に明文化されており、園の事務室にも掲示されている。

そうした理念等の周知について、職員は日常的に携帯している保育手帳で時々確認しているほか、職員会議の際に保育内容が理念等に基づいて実践されているかどうか随時振り返りをする等の取り組みを行っているが、今後園として職員に周知徹底するための更なる工夫を期待したい。

理念や保育方針等について、保護者には入園時の説明や保育参観後の懇談会の中で伝えて理解を図っているが、地域住民や関係機関等への周知の取り組みは積極的には行われていない。

保育課程に基づいて作成される年齢別の年間指導計画・毎月の指導計画等の文書の中にも、子ども一人ひとりの人格を大切に、人権の尊重に配慮した保育を目指していることが窺える内容が記載されている。職員会議では、クラス運営の状況を報告するとともに、子ども一人ひとりの園での活動の様子・情緒の変化や家庭状況等の情報を職員全員で共有して、その子どもに合った保育をするよう努めている。特に、特別保育支援児に対する手厚い職員配置や「すくすくシート」（その子に応じたカリキュラムを記載）の活用、1・2歳児を対象とした「指導計画個人別配慮」の作成など、子ども一人ひとりの特徴や特性を踏まえ、個人差に応じた保育の実践に取り組んでいる。

評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	①・b・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a・②・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	①・b・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	①・b・c

評価所見

子どもの健康管理は「年間保健計画」に基づき行われている。一人ひとりの日々の健康状態については、朝夕の送迎時に保護者と丁寧に伝え合うことにより把握し、内容を「週間受付連絡票」に記載したうえで全職員への周知を図り保育に反映させている。また、子どもの既往症や予防接種状況等については、常に保護者から情報を得られるよう努め、個々の健康記録簿へ記載し保育に活かしている。

「食育活動計画」の中で“ここにこ笑顔で 楽しく食べよう”を全体目標に掲げ、年齢別の目標を作成し、子どもが食べ物に関心を持ち、食事を楽しめるよう保育士と調理員が一体となって取り組んでいる。食事場面では、体調や食欲等に応じ量を加減してもらうなどして、それぞれが友達や保育士と楽しんでいる様子が窺えた。5歳児クラスでは、体に必要な食品を分類した手製の図表が示され、その日の給食に使われている食品と一緒に確認するなど、食に関する理解を促す取り組みが行われている。また、4・5歳児クラスでは、年齢に応じて調理前の食材の下ごしらえの手伝いをしたり、園長や調理員から教えてもらいクッキング活動を行うなど、豊かな経験ができるよう配慮されている。職員は、現在子どもたちが楽しく食事することができる環境が十分ではないということを認識しており、今後、より良い環境の設定について検討を進めていく予定である。

検食・喫食状況等が日々記録され、園内での給食会議や月に一度開催される市保育課・栄養士・園長・調理員等による調理員会議において、食事についての見直しや改善に反映させる仕組みが構築されている。また、市として「保育園給食調理に関する提案」（給食献立の作成・調理の工夫・年齢に応じた食材の切り方等が掲載されている）という文書を作成して、毎年修正を加えながら、給食の充実と事故防止に向けた取り組みを行っている。

健康診断・歯科健診の結果については、保護者や職員に伝達すると共に児童票の「健康診断表」に記載し、日々の保育に十分反映できるよう配慮されている。また、市の主任保育士会が中心となり「子育て通信～歯の健康と食べることについて～」を発行し、家庭と一体となって歯の健康を守るための取り組みを実践している。更に、平成27年度永久歯対策事業（県委託事業）の一環として、年長児が保護者と共に歯科衛生士から「6歳臼歯の重要性」を中心に歯科保健指導を受けるなど、家庭と保育園が共通理解のもと虫歯予防に努めている。

2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
Ⅱ-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	①・b・c
Ⅱ-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	①・b・c
Ⅱ-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a・②・c

II-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・(b)・c
--	---------

評価所見

子どもの最善の利益を第一に考え、一人ひとりの家庭環境や生活リズム・特性等を職員が十分理解したうえで子どもを受容し、優しく個別に声をかけるなど丁寧な働きかけや援助が行われている。クラスごとに「クラス運営子どもの様子」を記録し、定期的な会議で報告し合うなど全職員で情報を共有できる仕組みができています。保護者も安心して預けられ相談もしやすいと感じている様子が、送迎時の場面や第三者評価の保護者アンケート結果から窺えた。

特別支援保育においては、支援児が集団の中で安定して楽しく生活できるように、特性に合わせた職員の配置やトイレ・午睡室などの環境面で配慮されている。言語聴覚士や心理判定士らによる専門的な巡回相談・指導が定期的（年に2回）に行われるだけでなく、必要に応じ随時行う体制が整っている。また医療機関（自治医科大学病院）とも連携しながら、保護者との相互理解を図り、特性に応じた個別計画を立て保育に当たっている。この様に、支援児の保護者との連携を十分にとりながら、職員全員で、支援児の思いを汲み取り他の子どもたちの思いと擦り合わせながら両者が共に育ち合える関係作りに日々努めている。今後は、現在園で取り組んでいる特別支援保育の状況や特別支援保育の持つ意味とその意義について、保育園の保護者全体に認識を深めてもらえるよう働きかけていくことも重要と思われる。

長時間保育にあたっては、保護者と保育園双方において連絡もれのないよう記録し、確実に伝達されている。朝夕ともに少人数の異年齢児と一緒に過ごし、年上の子は年下の子の面倒を見たりしながら楽しそうに遊ぶ姿が見受けられた。保育士は遊びを見守りながら一人ひとりの子どもと十分に関わられるよう心掛けている。今後は、長時間にわたる保育について指導計画等に位置づけ、ハード面での制約はあるものの家庭的な雰囲気やくつろぎを作りだすための工夫等が期待される。

保育サービスや保育所の変更に当たっては、市立保育園への転園においては児童票を送付し、それ以外の保育園については記録の内容について引継ぎを行い、子どもの保育に連続性を持たせている。保育サービス終了後も同様に保育の継続性を確保するための対応策として、保護者が相談を希望した場合のために担当者や窓口を設置し、書面で保護者に伝える取り組みが望まれる。

3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	(a)・b・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	(a)・b・c
II-11 指導計画を適切に作成している。	(a)・b・c
II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	(a)・b・c
II-13 保護者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	a・(b)・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・(b)・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	(a)・b・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	(a)・b・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	(a)・b・c

II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・ ③
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	① ・b・c
II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされているような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	① ・b・c
II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	① ・b・c

評価所見

保育課程は、保育所の保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、平成21年度に市立保育園で統一して作成され、その後、そのべ保育園をとりまく地域の実態等を考慮し、内容を見直し改定されてきた経過がある。

子どもの身体状況や生活状況、必要に応じた保護者の状況等について、組織が定めた様式に基づいて計画的にアセスメントを行い記録されている。

年間指導計画は保育課程に基づいて作成されている。月の指導計画は1・2歳児においては、子ども一人ひとりの特性や発達状況を見据えたうえで個別に作成されている。作成した指導計画については年度末及び月末・週末に評価・反省・見直しを行い、自らの保育実践について振り返り、次の計画作成に反映させ保育の改善に活かしている。

提供する保育について、時間外保育や戸外遊び・プール遊び・園外保育等に関するマニュアルは整備されている。今後は、保育するうえで職員が共通の認識を持って当たれるよう、子どもの発達に沿って行われる保育の方法・保育士の関わり・配慮事項等、基本的な事柄について示した標準的な実施方法について検討し、文書化することが求められる。策定後は、組織として定期的に現状を検証し、必要な見直しを実施することが望まれる。

子ども一人ひとりの発達状況・保育目標・生活状況等の経過が記録要領に基づいて児童票や個別計画表に記載され、職員会議やケース会議の場で職員間の情報共有が図られている。

子どもに関する記録の管理については、記録管理の責任者が設置され、市の規定に基づき適正に行われている。個人情報保護に関しては、通常の保育活動や児童及びその保護者に係る個人情報の使用範囲や目的等について、保育園入所時に重要事項として説明し同意を得ている。

子ども一人ひとりの状況や保護者支援のあり方について、定期的な職員会議・ケース会議等で検討され、出席できない職員は書面で確認するなどの方法で全職員に周知し、情報の共有が図られている。

乳児保育（0歳児保育）は実施していない。

1・2歳児の保育においては、床の節穴部分をテープで塞いだり、園庭のフェンス沿いで活動する時の安全面に配慮し怪我のないよう努め、子どもが室内外で安心して自発的に遊べるよう心掛けている。基本的な生活の習慣を徐々に身に付けられるよう、自分でしようとする気持ちを尊重し、やりやすい様に援助し、やる姿を見守り、出来た時は褒めて次の意欲へと繋がるよう一人ひとりに優しく言葉をかける場面が見られた。また、「連絡ノート」を活用し、日々保護者と連携しながら保健的な配慮に努めている。

3歳以上児は、身の回りのことが殆んどできるようになっているが、保育士は個別に確認しながら促すなど、基本的な生活習慣の定着に向け取り組んでいる。手洗いや消毒の徹底を呼びかけ、感染症等の予防に努めている。3歳児クラスと4歳児クラスは、建物上の制約があり、ホールをアコーデオンカーテンで仕切って保育しているが、担任同士が上手く連携し、子ども達が自分の思いを伝え合いながら、かかわりを深めて主体的に遊びに取り組めるよう配慮されている。5歳児クラスでは、一日の終わりに明日の保育内容について伝え、子ども達が見通しを立てて園生活を楽しめる様な配慮をしている。一日の流れの中で、自分で考えて行動する姿が見られるようになり、保育士は、個々が自己発揮しながら友だちと協力して一つのことを成し遂げる喜びを味わえる様、適切にかかわるよう努めている。

就学を見通した年間指導計画に基づき、文字や数への関心を高める活動を自然な形で取り入れている。また、「話を聞く」「椅子に座る」「一定時間まで待つ」など状況に応じた集団行動が取れ、就学への期待が高まり自信を持って生活や遊びを展開できるよう日々の保育の中で働きかけている。幼保小連携の一環として、保育士には小学校教員との合同研修や相互職場交流を体験する場が設けられ、入学に際しては子どもの育ちを繋げていくために「保育要録」等を学校に提出し、情報交換を行っている。保護者に対しては、就学以降の子どもの生活について見通しが持てるよう情報を提供している。

4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
II-2 2 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a・(b)・c
II-2 3 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	(a)・b・c
II-2 4 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a・(b)・c
II-2 5 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-2 6 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c

評価所見

園舎は築42年を経っており、施設の老朽化に伴い破損や故障等が度々ありその都度修繕しているが、現在園庭のブランコは子どもたちが遊ぶ上で安全性が確保できないため使用できないなど、子どもの遊びも制限せざるを得ない状況も見受けられる。しかし、職員が一丸となり安全面・衛生面に細心の注意を払い、子どもの特性に合わせ一部トイレのドアを外し使いやすく工夫するなど、一人ひとりが心地よく過ごせるよう努めている。職員の明るい挨拶や態度・表情なども信頼出来る人的環境となっていることが、前述の保護者アンケート結果からも窺える。

健康で安全な生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう、子どもにじっくり向き合い丁寧に援助する保育士の姿が窺えた。朝夕は積極的に戸外遊びを取り入れ、築山や様々な固定遊具・用具などで遊びのびと身体的な活動が出来るよう環境が整えられている。更に、朝の体操や、リトミック・定期的に開催している親子での“ふれあいあそび”など、様々な機会を設けている。

子どもが主体的に活動しながら友達との関係を広げたり、遊びを発展させたり、協同して活動ができるよう、年齢に応じて保育士が上手に関わる姿が窺えた。また、朝夕の戸外での自由遊び等では自然な形で異年齢児の交流が見られた。毎月行われる誕生会でも、幼児クラスを縦割りグループ編成し、年長児がリーダーの役割を果たせるよう援助している。

さまざまなゲームや、年間を通して計画されている“わらべうたあそび”を積極的に取り入れ、ルールを守って楽しむ中で、子どもたちが互いの存在を認識し、さらに違いを個性として認めあえるよう、保育士は見守りながら援助している。子どもたちが自由に好きな遊びに取り組める環境にあるものの、玩具や遊具・素材などが限られていて遊びがマンネリの傾向にあるため、職員は子どもたちの発想を大切にしながら、遊びを工夫しいかに展開できるかなど積極的に取り組んでいるところである。

園庭には桜・ハナミズキ・イチョウ・藤などの樹木があり、子どもたちはダンゴムシやセミ等いろいろな生き物に出会え、図鑑で正しい飼い方を学びながらケースに入れて観察したり、花壇で夏野菜や季節の花を育てることにより栽培方法や手入れ方法を学んだりしている。冬にはチューリップの球根を植え込み、春に花が咲くのを楽しみにしている様子が見られた。ま

た、近隣への散歩の際に地域の人達と話をしたり、木の実や落ち葉などを持ち帰って遊びに取り入れたりしている。

絵本や紙芝居の読み聞かせは、全クラスで毎日行なわれている。希望する保護者には「月間絵本」を紹介し、家庭でも親子で絵本に親しめるよう働きかけるとともに、「絵本について」という子育て通信を発行し、絵本の選び方や楽しみ方などについて情報を提供している。歌は、月に2曲ずつ年間計画に入れ、子ども達がいろいろな歌に親しめるよう取り組んでいる。

12月の発表会では、絵本を通して慣れ親しんだ物語を発展させた劇遊びや、鍵盤ハーモニカ演奏・楽器あそび・うた、4・5歳児クラスによるオペレッタなどを披露した。また、5歳児クラスでは、納涼会や運動会・卒園式で太鼓演奏を披露している。

評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
Ⅲ-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a・ (b) ・c
Ⅲ-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	(a) ・b・c
Ⅲ-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	a・ (b) ・c
Ⅲ-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	(a) ・b・c

評価所見

園では年間の「食育活動計画」を作成して年齢別の目標を立て、食材の調理の手伝いや配膳を通して、園児に食事や食物への関心を高めてもらうようにしている。保護者に対しては、その日のメニューや実際の給食を送迎時に目につくところに掲示して、給食内容への理解を深める取り組みをしている。また、給食献立予定表の中には「食育だよりコーナー」が設けてあり、給食メニューのレシピや季節の食物等の記事を載せて情報発信するなど、保護者に食育への関心を持ってもらうように努めている。ただ、現在は保護者が給食を食べる機会がないので、園では栄養・味付け・食べ方等の様々な配慮をしていることを保護者に理解してもらう意味からも、今後給食の試食等の機会を設けることも検討していただきたい。

職員は、朝夕の送迎の際に保護者から意見や要望を聞くとともに園からの情報を伝えている。1・2歳児には連絡帳を通して園と家庭との情報交換をしているほか、保育参観後にクラス懇談等の機会を設けて話し合いを行い、保護者の子育てを支援している。特に配慮を要する家庭の保護者には、担任以外に園長や主任も意識的に声かけをするようにして状況把握とサポートに努めている。

また、保護者に参加を呼びかけて「あそびのひろば」を年4回開催しており、親子の触れ合い遊びを中心に企画することで、保護者に親子の触れ合いの大切さを改めて実感してもらうようにしている。「あそびのひろば」を夕方の迎える時間帯に開くという工夫をすることで、ほとんどの保護者が参加している。その他にも、保育参観と運動会の終了後に保護者アンケートを実施して、要望や意見・提案等を把握し、検討の上で次年度以降の運営に反映しており、アンケート集約結果も保護者に配付している。ただ、保護者が保育担当者的立場で実際の保育に関わるという、保育参加は実施されていない。保育参加は、保護者に園での日常的な子どもたちの様子を直接目にしてもらうことで、様々な子どもがいることや保育の大変さや楽しさを実感し、園に対する安心感や信頼感を深めてもらう良い機会になるので、評価基準上で実施が推奨されている保育参加の実現に向けて検討することが期待される。

職員は、保護者が送迎する際にさりげなく親子の様子を観察し、子どもからの聞き取りや着替えの際に体の状況をチェックするなど、日常的に虐待の早期発見・予防に努めている。虐待に関する外部研修に職員を参加させ、職員会議の際に虐待対応について周知伝達等を行う等、

子どもの心身の状況や保護者等の養育状態の把握を徹底するよう園全体で取り組んでいる。不適切な養育状況が窺える場合は、職員は速やかに上司に報告し、状況に応じて児童相談所等の関係機関とも連携を図り、虐待の防止に向けて出来るだけ早く保護者への支援を行うようにしている。

2 地域における子育て支援

	第三者評価結果
Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	①・b・c
Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。	a・②・c
Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・②・c
Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・②・c
Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。	①・b・c
Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・②・c
Ⅲ-11 関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
Ⅲ-12 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	①・b・c
Ⅲ-13 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	①・b・c

評価所見

納涼祭に自治会の老人会メンバーを招いたり、園で開催する観劇会に園児の家族（主に祖父母）に参加を呼びかけたり、市シニアクラブ連合会のスポーツ大会に5歳児が参加してお遊戯の披露や高齢者との遊びをする等、各種行事を通して園児と地域住民との交流を行っている。また、二つの中学校生徒や高校生の職場体験、大学生や専門学校生の実習も積極的に受け入れ、園児や職員との関わりを通して保育現場の状況を学んでもらっていて、園児もそうした若い人達との交流をととても楽しみにしている。また、避難訓練への参加協力や伝承遊びへの支援について園長が自治会会長に働きかけ、現在実現に向けて検討を重ねているところである。

本園が公立であることから、地域の福祉ニーズの把握やニーズに基づく事業・活動の展開及び園が有する機能を地域に還元する事業の取り組み等は、本来市行政担当の保育課が主として行うものである。現在、保護者からの意見・要望・苦情等を受けるために意見箱を設置したり、電話等による市民からの子育て相談に応じたりしているが、園として近隣の住民や関係機関・団体等からの保育ニーズを把握しようとする取り組みが十分ではない。また、「あそびのひろば」に、保護者だけでなく地域住民に参加してもらおうと地元児童館に開催案内を置いているが、それ以外の園の機能を還元している事業は見当たらない。今後は、例えば近隣に住む親子を対象とした園庭開放や交流保育・子育てサロン開催等、保育担当職員を活用した園独自の新たな事業を提供していくことが期待される。

保育園の運営に必要な関係機関・団体を挙げて、その機能や連絡方法等についてもまとめてあり、職員にも周知が図られている。

今まで外部からのボランティア（個人、グループともに）を受け入れた例がないこともあり、受け入れに関するマニュアルが作成されていない。今後マニュアルを整備し、各種ボランティアを社会資源の一つと捉え、保育活動の中に取り入れていく検討もしていただきたい。

幼保小連携事業として開催される各種研修会（全体・地域別・職員交流）への職員参加、子どもサポートセンターによる年2回の発達支援に関する巡回相談、健康増進課による5歳児発達相談等、様々な関係機関と連携をして保育の実践に努めている。虐待の疑いを発見した場合

は、市担当課とも協議の上児童相談所に通報し、その後連携して対応していく体制が整えられている。

保育園の利用希望者に対しては、「保育園・認定こども園・小規模保育施設【入園案内】栃木市保健福祉部保育課作成」、「そのべ保育園のしおり」が市役所や園に用意されていて、園や担当課窓口及び電話での対応を行っている。利用希望者を対象に施設見学会を開催し、参加者に市内全施設の入園案内を配付して各園の運営内容を説明した上で、保護者の希望に合った保育園を選択するように勧めている。また、保護者が希望する場合は新入園児を対象とした体験保育を実施するほか、入園内定になった場合は一日入園の機会を設け、保育方針・行事・事前準備等を詳しく説明して、保護者の理解を深め不安を軽減するように努めている。27年度からは、公立保育園全てにおいて、入園が内定した子どもの保護者に対して園長が重要事項説明書の内容を丁寧に説明した上で、保護者から保育園利用についての同意書をもろう方法を取り入れている。

評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
IV-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
IV-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c
IV-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

評価所見

リスクの種類別に詳細な内容が記載されている緊急時対応マニュアルがあり、毎年市保育課・園長会議等で見直しを行い、職員会議等の機会に職員に周知している。また、保育担当職員全員に配付される「保育手帳」にも子どもの安全を図るための各種対応マニュアルが掲載されていて、職員は内容を十分理解するとともに、すぐ見られるところに置いて緊急時に備えている。また、職員は救急救命法の研修を定期的に受けており、常備医薬品も定期的に点検・確認・補充をしている。感染症が発生した場合は、病状の特徴や予防法等を保護者に配付し、送迎時に職員が保護者に注意を促したり情報資料を目につく場所に掲示するなど、感染症が広がらないような取り組みをしている。

リスク毎の災害対応マニュアルがあり、状況に応じて適切な対応や対策が取られるようになっていて職員への周知もなされている。毎年消防計画を作成し、今年も12回の避難消火訓練・通報訓練・消防士による訓練のほか、大災害を想定した保護者との引き渡し訓練も実施するなど、安全確保の体制確立に向けた取り組みを行っている。

ヒヤリハット報告書に記載された事例や状況等を職員間で情報共有して大きな事故の防止に努めているほか、年齢別事故防止チェックリストによる点検を年2回行い、安全確保についての振り返りを行っている。毎朝戸外遊び前に職員が遊具等の点検をしており、2年に1回専門業者に遊具点検を依頼して、破損や故障等があった時は早急に修理を行っている。また、「保育園における危険予知トレーニング」という専門家の著書を利用した職員研修を今年度後半に企画していて、事故やリスクに対する職員の意識向上を図る予定である。

「アレルギー対応マニュアル」に則り、入園面接時に保護者にアレルギーの有無の確認をし、医師の診断の上生活管理指導表を提出してもらって、食の方針や給食献立の検討を行って

いる。また、毎月調理員がアレルギーカードに代替え食名を書き入れ、保護者・園長・主任・担任による4重チェックをしているほか、毎朝作成するミーティング表（園児の状況や各種情報を記載したもの）を全職員に回覧して、当日の給食・代替え食を職員全員に伝えている。給食提供に当たっては、イラスト入りの「食事提供の流れ①②③・声かけの例」という具体的な方法が記載された資料が作成されている。色別の食器に入れられた代替え食の受け渡しは、アレルギーカード・代替え食を見て口頭チェック・受け渡し者の押印という2重チェックをする等、事故防止のための体制を整えている。慢性疾患等を持つ子どもについては、主治医の指示による方法で保護者とも相談しながら、与薬や塗り薬の塗布を行っている。

衛生管理マニュアルに基づき、職員は園内の水周りの衛生状態点検を常時行い、園児・職員ともに手洗いと消毒を徹底している。もし園児の嘔吐等があった場合は、主任保育士を中心に片付け・消毒・点検等を行い、万一感染症であった場合に備えている。調理員は、調理室・食器・調理器具等を常に清潔に保ち、安全管理自主点検表及び健康調査票によるチェックを毎日行って衛生管理が十分できているか確認して、食中毒等の防止に努めている。

2 職員の資質向上

	第三者評価結果
IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	Ⓐ・b・c
IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・Ⓑ・c
IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	Ⓐ・b・c
IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a・Ⓑ・c
IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・Ⓑ・c
IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・Ⓑ・c
IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c

評価所見

園長が年1回「あなたの園の自己点検表」により園全体を自己評価して市に提出しているほか、保育士は「自己評価チェックリスト」による年2回の自己評価を行っている。主任は全職員の自己評価結果を集計すると共に、個々の職員の気づきも全て記載した資料を作成している。これらの自己評価で上がった課題についてはグループまたは全員で話し合い、その後の保育の質の改善につなげている。これらの自己評価結果は全職員に共有され、園の運営改善と職員の資質向上に役立っているが、組織として取り組むべき課題の明確化を図り確実に実施するためには、改善計画を明文化して実施・評価・見直しにつなげる運用が期待される。

必要な人材や人員体制については、「そのべ保育園運営規定」に明記されており、基準を満たす人数は確保されているが、現在正規保育士の割合は約3割であり、職員の産休等による欠員の補充・採用に苦勞している状況も見受けられる。

目標管理制度が導入されていて、正規職員は年2回、園長との面談による人事考課がなされ

ている。制度が導入されて間もないことから、今後職員にとって納得性のある運用の確立が望まれる。また、非正規職員については年1回園長が面談し、人事考課を行っている。

園長と主任は、職員の就業状況を常に把握して、残業時間等のチェックもしている。職員の休暇取得については、可能な限り希望に沿った休暇が取れるように職員間で協力し合っているが、有給休暇の取得率にはバラツキが見られる。

職員は年に1回の健康診断を受診しているほか、希望者は人間ドックの受診をしている。また、福利厚生の一つとして市全職員を対象とした「こころの相談室」に、希望する職員が相談できる体制も整えられている。

園では年度初めに年間の研修計画を作成し、職員間で協力しながら必ず参加するようにしているが、この年間研修計画は、中・長期計画に基づき、明確な目的意識の下に作成した計画とまでは言えない。今後は、全ての職員がいつ・何の研修を受講したかを記録し、研修の成果を見て次年度以降の計画に活かすような、個人別の年間教育・研修計画の作成と運用が望まれる。

実習生の受け入れは、年度初めに「実習受入予定表」により職員に周知している。毎年2月と8月には受け入れ体制を整え、学校側と覚書を取り交わし実習生の意向も配慮した事前打合せを実施している。園は実習生を積極的に受け入れ、「実習生オリエンテーション（大学生用）」・「実習マニュアル」によって指導していて、次世代の保育を担う人材の育成に努めている。

3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	①・b・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	①・b・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	①・b・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	①・b・c
IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。	①・b・c
IV-22 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	①・b・c
IV-23 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	①・b・c
IV-24 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。	a・②・c
IV-25 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・②・c
IV-26 施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	①・b・c
IV-27 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・②・c
IV-28 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	①・b・c
IV-29 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	①・b・c
IV-30 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	①・b・c
IV-31 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	①・b・c
IV-32 外部監査が実施されている。	a・b・③
IV-33 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・②・c

評価所見

栃木市は、平成25年3月に「栃木市保育所整備基本計画」、平成27年3月に「栃木市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、5年計画がスタートしている。また、収支計画として「平成27年度歳出予算執行計画書」「平成27年度保育課予算説明書」が策定されている。これらの計画は栃木市の公立保育園に共通であり、進捗状況は市により管理されている。

園の主要行事については公立保育園全体で計画するが、園の運営にかかわる全ての計画は地域関係機関と調整しながら職員で話し合っている。また、各事業計画は職員会議等で反省・評価し、次年度の計画に反映している。「年間行事予定表」を年度初めに保護者に配付するほか、各行事開催の1ヶ月前にはわかりやすい内容の詳細な計画書を保護者あてに通知している。各年度の事業計画は、中・長期計画を踏まえて園全体の1年間の事業内容が具体的に示されることが望ましいので、現在のものを職員や保護者にとってより理解しやすいものにする工夫を期待したい。

利用者満足の把握については、職員は保護者と日常的にコミュニケーションを図って保育に関する要望等を聞くようにしているほか、主要行事の後でアンケートを実施して意見・要望等を把握している。保護者からの意見・要望等については職員会議で検討し、その検討結果を全ての保護者に知らせている。

保護者からの相談は担任が送迎時に応じており、連絡帳にも記載してもらうようにしていて、内容によっては主任や園長が個別に対応している。相談窓口の周知について「入園のしおり」に明記し、園内にも掲示している。

子ども・保護者のプライバシー保護については、「個人情報保護と人権保護マニュアル」が整備され、年2回の個人情報チェックリストによる職員への周知がなされている。また個人情報の使用に関して保護者から「個人情報使用同意書」をもらう運用としている。しかし、保育の場面に応じた子どものプライバシー保護に関する留意事項等をまとめたマニュアルは見当たらないので、今後は標準的な実施方法の整備に合わせてマニュアルを作成することが望まれる。

苦情解決の体制および第三者委員が整備され、「重要事項説明書」で保護者に説明し、また園内数か所に掲示している。今後は、苦情解決の経過を保護者等へフィードバックし、外部にも公表する仕組みを確立することが期待される。

園長は職員会議等で自身の保育観を通した指導を行い、常に職員全体がチームワークで保育に当たるようにしているため、職員間のコミュニケーションが活発な職場となっている。

遵守すべき法令について、園長は研修や講演会に積極的に参加し、関連する法令や通知内容を口頭または復命書で職員に伝えている。また全職員が携帯する「保育手帳」には基本的な法令が記載されている。しかし、雇用・労働、防災、環境保護等に関する法令についての記載は見当たらないので、今後園運営に関する法令等をリストアップして纏めておくことが望まれる。

園長は職員との積極的な意見交換や、自らの経験を通した場面に応じた的確なアドバイスによって、職員の保育の質の向上に向け指導力を発揮している。

栃木市では今後の保育ニーズに関するデータを収集し「栃木市子ども・子育て支援事業計画」に反映している。園長と主任は市や県が実施する研修に参加し、保育に関する環境変化について学んでおり、他の職員も積極的に研修に参加して社会の動向を知るようにしている。

園の予算は公立保育園5園で共通の予算であるために、園長は許される限度の範囲内で優先順位を決め、経営の効率化に取り組んでいて、職員にも十分に説明して実施している。

監査については、2年に1回の市社会福祉課による監査および年1回の書面監査による行政監査が実施されていて園の運営も適正に行われているが、評価基準上の外部監査には該当しないためC評価とした。

保護者からの意見・提案への対応については、意見箱を設置しているが意見等が入れられた例はなく、保護者アンケートの対象も主要行事に限定されている。保護者からの意見・提案を取り入れて保育の質の向上に役立てていくことは重要なので、今後提案・要望に対する対応マニュアルを作成し、職員に周知して保護者に積極的に声をかけていくことが期待される。